

## 6 産科医兼子元隣とその著書

### 『産科成解』(1)

奈 倉 道 治

江戸時代末の産婦人科医、兼子元隣政則はその出生時期、生国、没年及び学統は現在迄明らかにされていない医師である。『日本産科学史』緒方正清著に、『産科成解』その解題書石原力著に「兼子元隣著」と記されているの  
みが知られている。

私藏伝承本の『産科成解』奥書には

奥州白川金子玄(元) 隣先生は産科之得妙術之人也

云々、時ニ先生六十一歳弘化二年記

とあり、この事から出生年は天明五年(一七八五)と逆算出来る。共に私藏している『産科奥秘真訣』には、東奥白川兼子元隣政則印とされ、弘化二乙己天 仲夏と自署している。

元隣の『真訣』には他に二種残されている。

河合文雄雅兄宛のものは、天保十五年甲辰(一八四四)東奥白川医官兼子元隣政則である。坂本良偉雅師宛は、天保十一庚子仲冬であり医官の肩書は無い。良偉は別に水戸内科医、本間玄調、山田南庵に伝授を受けている。

なお『産科成解』は私藏本以外に五種の稿本を知り得たが、由来を示す奥書は一種であった。

此書者奥州白河藩医兼子元隣先生之家書也 予遊学於京都従門人井口民学之術時ニ弘化三丙暮春於寓居南窓  
下写 執古堂 知里

とあり、これは弘化三年の記録である。

これ等の資料から、奥州白河藩とかかわりあいは伺い得るが、この時期は、藩主松平定永(定信の嫡子)が文政六年(一八一三)伊勢桑名に複封となった後で、白河の地は天領となつている。桑名の調査には、嘉永元年の桑名藩分限帳には兼子の名はない。今後の詳細な調査は必要であるが、福島県白河には元隣の足跡は残されていないところから、藩医ならば、江戸定府の医師であつたとも推定する。入手出来た『真訣』と写本から、その足跡一つは名古屋、河合家は滋賀県土山宿(東海道、鈴鹿峠の西

麓の宿場)のすぐ近く、第三の坂本家のものは、名古屋藤浪萬得の書庫、乾々斎文庫を通過している。また知里名の奥書の稿本は京都である。桑名を中心にした所である。

学統については著書稿本『産科成解』を検討し推論した結果は、江戸・蛭田玄仙の流れであると考えた。内容として稿本六種(同一の内容の項の順序が異なる)、三種に「極難産奥秘術」の題の序文がある。子癩に対し『産論』『産論翼』の論を批判しているが、「産前母子双全養育法」の名で項が作られている。投与薬品名に独特の隠語名を使用している。例えば花婦、紅花、白花、白桃杞、波ノ花、塩、笹酒等三十種。

二種の稿本に産科手術器具の図がある。  
生胎波也毘機、産科鉗子、胞衣取之具、胎盤鉗子等十種が記載されている。

この中で決め手としたのが「領下の珠」と命名した器具である。これは横座、或は死胎に用いる緊急避難具である。形は尖端を刀物としたカギ型鉤を付けた指環であり、内診指に装着して、胎児に穿頭術を施すことが出来る形をしている。これと同型の図が「義爪」と名付けて、

難波抱節著『胎産新書』の第九巻図式門に記載がある。

しかし賀川満載が賀川流産科器械を集載した『産科器械用法書』(明治初年)には記されていない。

検討対象の蛭田玄仙の秘術については、『奥秘真訣』等に書かれ遺されている。

一、驪龍含下玉 此玉ノ功誠神ノ如シ 但シ活用ソノ人ニアリ 口訣尤多シ

『蛭田翁産科秘術』の中の蟬退術は、分娩の進まぬ死胎に対し、内診指の爪により脇肋を破り、肋骨を抜く事を記している。秘術とは申せ狭隘な産道内で素手の指先を曲げ、爪により胎児を破る事は不可能であり、施術には道具が必要である。産科施術に賀川流が回生器を使用する事を非難した玄仙が、驪龍含下玉の使用は秘術とする必要があったと考える。

玄仙の遺志は自説の西方への拡大であり、或は元隣が、それを継いだとも考えられる。領下珠と驪龍含下玉を同種のものと考え、『産科成解』は玄仙の流れと結論した。

(日本医史学会東海支部)